

チャレンジいばらき県民運動ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別紙1に定めるチャレンジいばらき県民運動ロゴマーク（以下「ロゴマーク」とする。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 ロゴマークを使用することができるのは以下の場合とする。

- (1) ネットワーカー協議会使用するとき。
- (2) チャレンジいばらき県民運動団体会員が使用するとき。
- (3) いばらきチャレンジクラブ「SASAEAI」団体会員が使用するとき。
- (4) その他チャレンジいばらき県民運動が適当と認めるとき。

(使用の制限)

第3条 ロゴマークを使用する際に、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- (1) チャレンジいばらき県民運動の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他チャレンジいばらき県民運動が不相当と認めるとき。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、チャレンジいばらき県民運動に別紙2を提出すること。

(使用の際の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」とする。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けたロゴマークのデータを改変しないこと。（サイズの変更は除く。）
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、係争、審判、訴訟等について要する費用を含め、使用者が負担すること。
- (4) 使用者は、ロゴマーク及び類似のマークを、管理者の承諾なく、いかなる国・地域においても、商標出願、著作権登録申請等してはならない。

(使用の中止)

第6条 チャレンジいばらき県民運動は、使用者が本要領に反した場合やその他不相当と認める場合には、ロゴマークの使用の中止を要求することができる。この場合において、チャレンジいばらき県民運動は、使用中止の要求に起因する損失補償について一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に関して苦情があった時は、使用者が誠意をもってその責に任じ、必要な措置を講じなければならない。




2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、チャレンジいばらき県民運動は一切責任を負わない。

(その他)



第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はチャレンジいばらき県民運動において別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和6年4月16日から施行する。

		
ロゴマーク1	ロゴマーク2	ロゴマーク3


テキストロゴマーク(横)

	
テキストロゴマーク(3段)	テキストロゴマーク(縦)

年 月 日

チャレンジいばらき県民運動ロゴマーク使用に係る届出書

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

申請者 団体名
申請者名

チャレンジいばらき県民運動ロゴマーク使用要領第 4 条に基づき、以下のとおり届け出ます。

使用するロゴマーク	
使用目的及び使用方法	
使用期間	
連絡先	電話番号： メールアドレス： 担当者名：

※ロゴマークの使用が分かる資料を添付する。(イメージ可)